

北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年2月1日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合条例第3号

北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年  
北海道後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。